

大阪市告示第466号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により特定計量器定期検査手数料及び特定計量器定期検査結果証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金事務取扱者

(1) 名称

特定非営利活動法人 大阪市計量協会 会長 川邊 博道

(2) 住所又は事務所の所在地

大阪市港区夕風1丁目14番11号

2 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年3月19日

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日

(経済戦略局計量検査所)